

多利用型統合的・海域管理計画のデザイン案(目次(案))	海域WG委員の意見	事務局の考え方
<p>1. はじめに (1) 計画策定の背景・目的 (2) 計画の目標 (3) 対象地域</p>		
<p>2. 保護管理の基本的な考え方 (1) 基本方針 (2) 因果関連図 知床の海洋生態系の概要と構成要素 (3) 構成要素及び指標種の保護管理の考え方 a. 海洋環境 b. 指標種 i 水産資源(魚介類) ii 海棲ほ乳類 iii 海フシ類 c. その他構成要素 i 海洋レクリエーション ii マリンデブリス、漂着ゴミ</p>	<p>(2) 知床の海洋生態系の概要と保護管理の考え方 (3) 各構成要素の保護管理の考え方 a. 海洋環境 (マリンデブリス、漂着ゴミをこの中に含める) b. 水産資源 (保護管理の考え方の一つとして指標種の選定理由を説明) c. 海棲ほ乳類 (保護管理の考え方の一つとして指標種の選定理由を説明) d. その他の水生動植物 e. 海鳥・海フシ類 (保護管理の考え方の一つとして指標種の選定理由を説明) f. その他</p>	<p>修正します ・ここは「知床の海洋生態系イメージ図」を解説することにより、各々の栄養段階を分けることにより指標種を設定しています。 ・「指標種」の設定は「構成要素」の保護管理を図る手段とご指摘に従い修正します。 ・「その他の水産動植物」については、海洋環境及び水産資源の中で考え方を記述することで対応可能と考えますが、項目立ての必要性の議論は海域WGに委ねます。</p>
<p>3. 保護管理措置 (1) 海洋環境 (2) 指標種の保護管理措置 a. サケ類(シロサケ・カラフトマス) b. スケトウダラ c. トド d. アザラシ類 e. オオワシ f. オジロワシ 3) その他構成要素 a. 海洋レクリエーション b. マリンデブリス、漂着ゴミ 4. 管理運営</p>	<p>3. 保護管理の取り組み (1) 海洋環境 a. 調査研究・モニタリング b. 保護管理措置 (2) 水産資源 a. 調査研究・モニタリング ・サケ類 ・スケトウダラ b. 保護管理措置 ・サケ類 ・スケトウダラ (3) 海棲ほ乳類 (4) その他水生動植物 (5) 海鳥・海フシ類 (6) その他 4. 管理体制 別添 調査研究・モニタリング一覧表</p>	<p>・海洋環境については、ご指摘どおり修正します。 ・水産資源以下については、2の指標種の考え方に沿って、原案どおりとしたいと考えています。</p>
	<p>・混獲されるサクラマスと降海型オシヨロコマをどう扱うのか? ・マリンデブリスとは漂流ゴミだけでなく、漂着ゴミも含まれるのでは?</p>	<p>・サクラマスとオシヨロコマの重要性とそのモニタリングの実施について、必要があれば考え方の中で記述することは可能です。しかし、規制措置については、漁業における実施は現実的に困難と考えます。 ・漂着ゴミを含みます</p>

多利用型統合的・海域管理計画のデザイン案	海域WG委員の意見	事務局の考え方
<p>1. はじめに</p> <p>(1) (計画策定の背景・目的)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ IUCNの評価書からの指摘、世界自然遺産登録基準等を基に記載。 ・ 知床世界自然遺産区域の海洋生態系を守るための方策を定めることを記載。 <p>(2) 計画の目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「持続的な水産資源利用による安定的な漁業の営みと海洋生物や海洋生態系の保護管理の両立」とする。 <p>(3) 対象地域)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 距岸3kmまでの遺産地域内海域 (図面を添付) 		
<p>2. 保護管理の基本的な考え方</p> <p>(1) 基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 持続的な水産資源利用による安定的な漁業の営みと海洋生物や海洋生態系の保護管理の両立を維持するため、漁業関係規則や漁業者・漁業団体が当海域で実施している自主管理措置といった漁業関連のルールを基調として本計画を策定する。 		
<p>(2) 知床の海洋生態系の概要と構成要素</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 以下の因果関連図に基づき多利用型統合的・海域管理計画の基本的考え方を整理 <p>因果関連図を挿入し、その趣旨・概要を説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「知床の海洋生態系イメージ図」(下記)に基づき、当海洋生態系の概要、構成要素、指標等の考え方につき記述。 <p style="text-align: center;">【知床の海洋生態系イメージ図】</p> <p>(イメージ図の解説概要)</p> <p>・ 知床の海洋部はアイスアルジーから始まる食物連鎖の中で魚介類や海棲ほ乳類、海ワシ類などの生物が生息。</p> <p>・ これらの連鎖は漁業など人間活動と調和した形で成り立っている。</p> <p>・ この調和している現状のバランスが崩れないように保護管理することにより、知床の海洋生態系は維持される。</p> <p>・ このため、生態系を支える海洋環境を保全するとともに、生態系の上位にある構成要素ごとに、指標種となる種を選定し、これを適切に保護管理することによって、海洋生態系の保全を図る。</p>	<p>・ 因果関連図をリニューアルした</p> <p>・ 以下を加えるべき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特徴的な海洋環境により多種多様な生物が生息し、海洋生態系が豊かであること ・ 豊かな生態系のなかで、高い漁業生産が維持されてきていること ・ 海域管理のためには、生態系を構成する諸要素を適当な少数のグループに区分したほうが良いこと ・ 海洋生態系の保全では、陸域生態系との相互関係に留意する必要があること <p>・ 「部」の意味が不明→「生態系」の方が得い</p> <p>・ 「アイスアルジー」と断定はできない</p> <p>・ 「食物連鎖」→「食物網」又は「栄養段階」ではないか</p> <p>・ 「アイスアルジー」→「海水藻類」</p> <p>・ 「調和した」→断定できるか疑問</p> <p>・ 「保護管理」→何を保護管理するのか</p> <p>・ 「構成要素」→意味するところが生態系であれば各々の栄養段階を構成する代表種、若しくは「上位の栄養段階」</p> <p>→「指標種をモニタリングすることにより、それらの持続的資源管理と順応的管理により海洋生態系の保全につとめる」とする</p>	<p>・ リニューアルされた図に差し替えます</p> <p>・ 加えます</p> <p>修正します</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 知床の海洋生態系は海水藻類から始まる栄養段階の中で魚介類や海棲ほ乳類、海ワシ類などの生物が生息。 <p>・ 海域WGでの議論に委ねます</p> <p>・ 構成要素です</p> <p>修正します</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ このため、生態系を支える海洋環境を保全するとともに、各々の栄養段階を構成する代表種毎に指標となる種を選定し、これをモニタリングすることにより、これらの持続的資源管理と順応的管理により海洋生態系の保全につとめる。

多利用型統合的・海域管理計画のデザイン案	海域WG委員の意見	事務局の考え方
<ul style="list-style-type: none"> 指標種以外の構成要素については、調査研究やモニタリングにより適切に把握するとともに、その結果を保護管理措置に適切に反映し、順応的に見直す。 海洋レクリエーションなどの人間活動についても、生態系の保全に十分に配慮する。 	<p>・「モニタリング」→「継続監視」</p>	<p>・「モニタリング」は一般的な用語となっているので、本計画でも使用します。</p>
<p>(3) 構成要素及び指標種の保護管理の考え方</p> <p>a. 海洋環境 (基本的な考え方)</p> <ul style="list-style-type: none"> 当海洋生態系を支えている海洋環境及び指標種以外の構成要素については、調査研究やモニタリングによりその動向を的確に把握していく。 開発行為に関しては、各種法令等により適切な規制を行い、当海域の適切な保全を図る。 当海域の適切な保護管理のためには、更にその外側に広がる海域の環境についても配慮する必要があることから、周辺海域における各種情報の収集も合わせて行う。 <p>b. 指標種 i. 水産資源(魚介類) (指標種選定の考え方とその特徴) (基本的な考え方)</p> <ul style="list-style-type: none"> 豊かな生態系に支えられた水産資源を利用した広範な漁業活動により地域が発展 漁業関係の法令や規則に基づく保護管理措置に加え、漁業者の自主的な資源管理により、水産資源の適切な保護管理が図られてきた。 今後も、モニタリングにより、資源動向や保護管理措置を科学的に評価・検証。 検証結果を関係機関の施策などに反映し、保護管理措置を順応的に見直す 引き続き水産資源を適切に保護管理し、その持続的利用により漁業経営の安定を図る。 豊かな生態系に支えられた水産資源を利用した漁業により地域が発展してきた観点 漁業関係の法令や漁業者の自主的な取組により、適切な保護管理が図られてきた観点 引き続き水産資源を適切に保護管理し、その持続的利用を図る観点 漁業生産を支える重要な水産資源であり、多くの鳥獣の主要な餌資源という視点から指標種を選定。 陸域生態系と海域生態系の物質循環の構成要素としての視点から指標種を選定。 <p>(指標種)</p> <ul style="list-style-type: none"> サケ類(シロサケ・カラフトマス) スケトウダラ 	<p>・「モニタリング」→「継続監視」</p> <p>・指標種の意味がよく分からない→「生態系を代表する種で漁業対象種」で良いのでは</p> <p>・指標種に位置づけられないにしても、サクラマスと降海型オショロコマは何らかの規制措置(例えば、自主規制により「混獲された場合にはリリースする)を取る方向で対処する必要がある</p>	<p>・「モニタリング」は一般的な用語となっているので、本計画でも使用します。</p> <p>・指標種の定義を、先生ご指摘の「各々の栄養段階を構成する代表種ごとに、指標種となる種を選定」とします。</p> <p>・サクラマスとオショロコマの重要性とそのモニタリングの実施について、必要があれば考え方の中で記述することは可能です。しかし、規制措置については、漁業における実施は現実的に困難と考えます。</p>

多利用型統合的・海域管理計画のデザイン案	海域WG委員の意見	事務局の考え方
<p>ii 海棲ほ乳類 (指標種選定の考え方とその特徴)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性の確保と農林水産業の健全な発展の観点 ・希少種・絶滅危惧種の観点 ・海洋生態系の上位に位置するアンプシラ種 ・漁業被害防止の観点(トドは、冬期間に繁殖地から本道沿岸域に來遊し、大きな漁業被害をもたらす)。 <p>トドは知床世界自然遺産地域及び周辺海域のみの視点で管理することは、極めて困難。このため、全道的な視点での保護管理と漁業被害の防止を図る。</p> <p>(指標種)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トド ・アザラシ類 	<p>(指標種選定の考え方とその特徴)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・希少種・絶滅危惧種の個体群存続など生物多様性保全の観点 ・生態系の要となる種個体群の保全など、海洋生態系保全の観点 ・漁業被害防止など持続可能な漁業の発展の観点(内は削除) <p>トド=希少種+漁業被害であることは理解するが、この関係を保全管理にどのように位置づけているのか!</p> <p>・(海獣は、冬期間に繁殖地から本道沿岸域に來遊し、大きな漁業被害をもたらす)</p> <p>・(個体数の回復と漁業被害の低減)</p>	<p>修正しますが、漁業被害の観点は残します</p> <ul style="list-style-type: none"> ・希少種・絶滅危惧種の個体群存続など生物多様性保全の観点 ・生態系の要となる種個体群の保全など、海洋生態系保全の観点 ・漁業被害防止(トドは、冬期間に繁殖地から本道沿岸域に來遊し、大きな漁業被害をもたらす)など持続可能な漁業の発展の観点 <p>基本的考え方の中で希少種・絶滅危惧種の観点を述べており、漁業被害とトドとの共生の視点で採捕数は制限しております。</p> <p>・ここは指標種を記載する場所と考えており、ご指摘の内容は特徴に記載すべきと考えております。</p> <p>・ここは指標種を記載する場所と考えており、ご指摘の内容は特徴に記載すべきと考えております。</p>
<p>iii 海ワシ類 (基本的な考え方)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海洋生態系の上位に位置する種 <p>(指標種選定の考え方とその特徴)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・希少種・絶滅危惧種の観点 ・海洋生態系の上位に位置する種 <p>(指標種)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オオワシ ・オシロワシ 	<p>必要か?</p>	<p>海洋生態系を評価し、これを管理するためには、栄養段階の上位にある海ワシ類は必要と考えておりますが、海域WGの議論に委ねます。</p>
<p>o. その他構成要素</p> <p>i 海洋レクリエーション (基本的な考え方)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海洋生態系への悪影響の軽減 ・適正な利用の推進 <p>ii マリンデブリス、漂着ゴミ (基本的な考え方)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海洋生態系への悪影響の軽減 ・漁場環境の保全 	<p>今年まとめるものと、そうでないものを分けてはどうか?</p> <p>今までどんな取組をしていたのか?</p>	<p>今年度中にまとめるものはありません。今後、知床国立公園利用適正化検討会議の中で検討していきます。</p> <p>・斜里町・羅臼町が中心となって取り組んでいる事業があります。(詳細別添)</p>

多利用型統合的・海域管理計画のデザイン案	海域WG委員の意見	事務局の考え方
<p>3. 保護管理措置</p> <p>(1) 海洋環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気象、水象、流水動態等についての観測態勢 ・海洋観測等による漁場環境の監視 ・開発行為の規制及び海洋汚染の防止 ➢ 自然公園法による埋め立て行為等の規制 ➢ 水質汚濁防止法等による海洋汚染の防止 ➢ 漁業調整規則による海面及び内水面における有害物の遺棄又は漏泄の禁止 ➢ 漁業権設定漁場における岩礁破砕や土砂採取等の行為の制限 ➢ サケ類の稚魚放流期及び親魚遡上期における河川環境等の保全 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・指標種以外の構成要素、種についてのモニタリング調査の実施 ・沿岸浅海域での生物相の把握 ・陸域生態系と海域生態系の物質循環の把握 ・海洋生態系の栄養段階と物質循環の動態の把握 ・周辺海域における各種情報の収集、状況の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・埋め立て行為等の自然公園法による規制 ・海洋汚染水質汚濁防止法等による防止 ・…漏泄の漁業調整規則による禁止 ・ここに、サクラマスとオシロコマの混獲防止(自主規制)を入れてはどうか ・「生物相」→「生物群集構造」ぐらいのほうが良いのでは 	<p>修正します</p> <ul style="list-style-type: none"> ・埋め立て行為等の自然公園法による規制 ・海洋汚染水質汚濁防止法等による防止 ・海面及び内水面における有害物の遺棄又は漏泄の漁業調整規則による禁止 ・サクラマスとオシロコマの重要性とそのモニタリングの実施について、必要があれば考え方の中で記述することは可能です。しかし、規制措置については、漁業における実施は現実的に困難と考えます。 <p>修正します</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沿岸浅海域での生物群集構造の把握
<p>(2) 指標種</p> <p>a. サケ類(シロサケ、カラフトマス)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令及び規則に基づく保護管理措置の実施 ・人工孵化放流による資源の増殖の実施 ・漁業権による漁業管理措置の実施 ・資源の適正な利用に向けた漁業者の自主管理措置への支援 <p>b. スケトウダラ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁獲可能量の設定による管理措置の実施 ・知事許可による漁業管理措置の実施 ・未成年魚や産卵親魚の保護に向けた漁業者の自主管理措置への支援 <p>c. トド</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「漁業法」に基づく北海道連合海区漁業調整委員会指示による採捕の制限 ・個体数、回遊状況、摂餌行動や食性等に関する調査の実施(水産庁と要調) ・漁業被害状況の把握 ・漁業被害防止対策の実施 ➢ トドに破られにくい強化網の小定置網への導入及び強化刺し網の開発 ➢ 漁業被害防止のための威嚇及び採捕 ➢ 「漁業法」に基づく北海道連合海区漁業調整委員会指示による採捕の制限 <p>d. カササシ類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アゴヒゲアザラシ、ゼニガタアザラシ、ゴマフアザラシ、ワモンアザラシ、クラカケアザラシの5種についての「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づく適正な管理の実施。 ・モニタリングにより、個体数動向等を把握。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生態系の指標としては、天然魚の保護では？ ・天然魚は全くないのか？ ・削除 ・まだ、知床で実施するのは時期尚早では？他でやるほうがよい。普及は不要では ・これは必要。威嚇(嫌音器?)をすぐに実施する予定はありますか?) ・…制限と資源管理(資源とみならず水産庁は言うていたと思うが、どうするのか) ・まだ、鳥獣保護法で、どう管理するか決めていないのでは ・「モニタリング」→「継続調査」 	<ul style="list-style-type: none"> ・天然魚も混ざっているという報告はありますが、区別は難しく、一体として考える必要があります。 ・候補地管理計画と同様に全道的な視点で記述しています。 ・銃による追い払いを威嚇としている。威嚇装置は試験結果等を踏まえ、導入を検討。 ・「採捕制限による資源管理」と修正します。 ・鳥獣保護法に基づく管理計画を策定しているわけではありませんが、法律に基づく捕獲等各種規制やモニタリングを実施します。

多利用型統合的・海域管理計画のデザイン案	海域WG委員の意見	事務局の考え方
<p>e. オオワシ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」及び「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」・「文化財保護法」に基づく捕獲、殺傷、譲渡し等の規制 ・「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づいて策定された「オオワシ保護増殖事業計画」に基づく保護増殖事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要か？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご指摘のありました通り海洋生態系の健全性を指標するかどうか疑問は残りますが、知床の海域を特徴づける重要な捕食者であり、絶滅の危機にさらされている種として特別に保護管理を図る必要があると考えています。
<p>f. オジロワシ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」及び「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」・「文化財保護法」に基づく捕獲、殺傷、譲渡し等の規制 ・「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づいて策定された「オジロワシ保護増殖事業計画」に基づく保護増殖事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要か？ 	
<p>(3) その他構成要素</p> <p>a. 海洋レクリエーション (→利用適正化検討会議の成果を反映)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「知床国立公園利用適正化検討会議」での利用ルール検討 ・関係行政機関による「知床岬地区利用規制指導に関する申し合わせ」による知床岬へのレクリエーション目的による立ち入りの制限 ・海鳥類(絶滅危惧種ケイマフリ、ウミウ、オオセグロカモメ等)への悪影響の軽減 ➢ 遊漁船、観光遊覧船等への要請 		
<p>b. マリンデブリス、漂着ゴミ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地元での取り組み ・マリンデブリスの現状把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・「マリンデブリス」→漂流 ・「マリンデブリス」→漂流 	<p>漂流とします</p>
<p>4. 管理運営</p> <p>(計画実施策定主体)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この計画の主体は、環境省、(林野庁)、水産庁及び北海道とする。 <p>(合意形成)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係団体、地元住民等と合意形成を図りながら各保護管理措置を進めていく。 ・各保護管理措置の方針や各種の調査結果等の情報については速やかに公開する。 ・各管理主体が当管理計画に基づき、個々の保護管理を実施。 <p>(科学委員会からの助言合意形成機関)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画の実施に当たっては、「世界自然遺産地域科学委員会」から必要な助言を得る。 <p>(協力・支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画策定主体は、斜里町、羅臼町、その他行政機関、北海道大学などの研究機関、漁業協同組合などの関係団体との協力のもとに、連携して計画を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・より詳しく書くこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・本文作成の際に配慮致します

多利用型統合的・海域管理計画のデザイン案	海域WG委員の意見	事務局の考え方
<p>(計画期間と順応的管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画の期間は平成**年度までの5か年とし、知床世界自然遺産地域及び辺海域の生態系の変化、保護管理措置に関する評価を踏まえ、概ね5年ごとに計画の内容を見直し、所用の変更を行う。 ・順応的管理の考え方に基づき、モニタリング調査等の結果を踏まえ、必要に応じ見直しを実施。 <p>➤ 調査結果の情報公開・共有の仕組み(「知床アトラス」)</p> <p>(他の枠組み等との連携)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世界自然遺産地域連絡会議、知床国立公園利用適正化検討会議、エコツーリズム推進協議会、(その他必要に応じ北海道開発局、森林管理局の枠組み等記載)等との連携を図る。 		

委員の意見	事務局の考え方
<p>○ 3年後の海域計画に盛り込む内容は骨子程度にとどめ、今年作る素案の内容に絞って議論してはどうか。継続討議にすると書かれた部分が全くないのが気になります。基本的には今実施している内容で、今後海洋生態系が損なわれないように保障する(指標種の健全性を監視し、悪化すれば必要な措置をとる)ことだと思います。素案ですから、もっと絞り込んでよいと思います。</p> <p>○ 最も肝心なことがありません。資源が悪化してきたらどうするか、モニタリング結果をみてスケトウダラがどの水準にあれば健全と見なすのかが書いていません。他の指標種についても、調査するとは書いてあるものの、評価基準がありません。努力しているというだけでは評価されません。すべてについてはできませんから、指標種など(非生物的指標も含む)をもっと絞り、評価基準を明記すべきです。</p> <p>○ 指標種の選定方法が不明確です。サケとスケトウダラを同列に扱うのは工夫が足りないのではないのでしょうか。サケ類は持続可能な漁業にとって重要だから保護するのか、それとも知床の健全な生態系の指標なのですか?前者でよいと思います。あるいは河川域も含めた健全性の指標としてなら妥当でしょう。スケトウダラは双方の意義があるのではないのでしょうか。</p> <p>○ 指標種というのはすべて掲げる必要はありません。海ワシ類(現在ではオオワシ、オジロワシはシカ肉も利用しているといわれ、必ずしも海洋生態系の健全性の指標とはいえないと思います)は知床管理計画全体では重要だが、海域管理素案には不要かもしれません。仮にオオワシが減ったときに、保護増殖事業をやるとして、海で何をやるのでしょうか?</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在検討しているデザイン案を元に来年度以降素案の内容を詰めていきます。これまでの議事録等を確認し、継続討議が必要な部分を明らかにして対策を検討していきます。 ・ 漁業についての管理目標(評価基準)は、現行のルールに基づいて行っていることから、構成種毎の、それぞれの管理主体が行うべきものと考えております。 ・ 現行の行政施策上、水産資源等に関して知床独自の数値目標等を設定することは困難と考えますが、科学委員会として今後評価する上で必要があるのであれば、評価基準の設定の手法等について海域WGで議論をお願いします。 ・ ご指摘を踏まえて計画を作成していきます ・ 海ワシ類は知床の海域を特徴づける高次捕食者の一つであり、絶滅の危機にさらされている種です。 ・ 保護増殖事業は絶滅回避が主目的となりますが、現段階で積極的に海に特化した事業を実施する予定はありません。広域的にモニタリングを実施する中で、必要に応じて保護増殖に必要な対策を実施します。

委員の意見	事務局の考え方
<p>○サケ類を健全な海洋生態系の指標種と見なすならば、人工孵化放流による増殖は管理方策から除くべきです。これが持続的漁業には有効だとしても、海洋生態系の健全性の指標と見なすのは疑問です。放流魚も上位捕食者の餌になるかもしれませんが、餌付けによって維持した生態系が健全とはいえません。放流によってサケ類の資源量を維持するということを、この管理計画に盛り込む必要はないと思います。</p> <p>○スケトウダラについては、ロシアとの共同管理について検討すると書いてもよいのではないのでしょうか？</p> <p>○合意形成はもう少し詳しく書いたほうがよい。このままでは漁業が世界遺産に関心を持つ広範な市民の理解がないとできないようにもとれる。ただ、この点は今までよりは開かれた(面倒な)ものにしてはいかがでしょうか。</p>	<p>・シロザケやカラフトマスは資源管理は、ふ化放流事業と表裏一体の関係で実施されており、ふ化放流事業を除いて、資源管理の取組を記述することは困難と考えます。ただし、対外的に余計な議論を招かないために、敢えて項目立てや記述を避けるということで皆様の認識が一致した上で行うのであれば工夫する余地はあると思います。科学委員会の助言は別として、政府としての計画では、我が国の考え方を明確に打ち出す必要があると考えます。</p> <p>・評価基準をこれから設定する段階において、海洋生態系保全のカテゴリーでスケトウの共同管理は記載できません。</p> <p>・本文策定の際に配慮します。</p>

委員の意見	事務局の考え方
<p>1. はじめに</p> <p>(1) 計画策定の背景・目的 IUCNの評価書、世界自然遺産登録基準、国内諸法規の理念に基づき、今後改訂される知床世界遺産登録地管理計画の海域部分の保全を図るため、以下のことを目的とする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 知床世界遺産の海域生態系と密接な関係を保っている持続可能な漁業を維持すること ・ 知床世界遺産で特徴付けた陸と海の生態系相互作用を保全すること ・ 地域生活圏の保障と安定を図ること ・ IUCN評価書に指摘された知床・千島生態系を一体のものとして保全すること <p>(2) 計画の目標</p> <p>持続可能な漁業の維持に関する目標(以下はあくまで素案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ スケトウダラの〇〇海域における資源量を2005年の〇%以上に維持すること ・ サケ類(シロザケ、カラフトマス)の〇〇海域における資源量を2005年の〇%以上に維持すること ・ 陸と海の生態系相互作用の保全に関する目標(これは河川WGと連携して作成する) ・ サケ科魚類野生繁殖魚(オシロコマを含む?)の河川遡上を〇河川において維持すること ・ 地域生活圏の保障と安定を図ることに関する目標(3年後にまとめる) ・ 海洋レクリエーションの適正化を図ること(具体的な目標が必要) ・ 漁家経営の後継者確保・基盤強化を図ること(具体的な目標が必要か) <p>知床・千島生態系を一体のものとして保全することに関する目標(あくまで素案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漂流・漂着ゴミの蓄積量を減らし、発生源を分析すること ・ トド千島個体群を保全するため、本海域におけるトドの捕獲・混獲数を〇〇頭以下に維持すること(水産庁・北海道・ロシアとの連携が必要＝水産庁はトドの資源管理を目指すと聞いているが、具体的な方針を見定めたい) ・ ゼニガタアザラシ道東個体群の個体数を〇年までに〇頭以上に回復させ、環境省の絶滅危惧種指定を解除すること(北海道との調整が必要) ・ 日露の海域生態系の共同管理計画に向けて研究者間・漁業者間ならびに政府間の交流を促進すること(研究交流は桜井座長のご意見次第) 	<p>○ 計画本文の作成の際に配慮しますが、千島生態系の保全については領土問題も内在するため慎重に対処する必要があります。</p> <p>○ 漁業についての管理目標(評価基準)は、現行のルールに基づいて行っていることから、構成種毎の、それぞれの管理主体が行うべきものと考えております。</p> <p>○ 現行の行政施策上、水産資源等に関して知床独自の数値目標等を設定することは困難と考えますが、科学委員会として今後評価する上で必要があるのであれば、評価基準の設定の手法等について海域WGで議論をお願いします。</p>